

管理 No.	1028
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：環境部 廃棄物対策課
 （産業廃棄物対策係 / 内線：71-2226）

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	解体業の許可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号)
	根拠規定条項	60条-1
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。） (平成14年法律第87号) 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（以下「省令」という。） (平成14年号外経済産業省、環境省令第7号) 標準作業書ガイドライン(以下「ガイドライン」という。） (平成16年2月26日) 許可審査運用マニュアル(以下「マニュアル」という。） (平成16年2月26日) 事業計画書 収支見積書審査マニュアル(以下「審査マニュアル」という。） (平成16年2月26日) 自動車リサイクル法の本格施行に向けて(以下「施行マニュアル」という。)
		基準規定条項
	審査基準	<p>次の条件への該当を審査する。</p> <p>1. (1) 施設に係る基準（省令、ガイドライン、マニュアル、審査マニュアル及び施行マニュアルに定めるところによる。） 廃油等の流出防止等のため、コンクリート床面、油水分離装置、屋根等の設置を原則とする解体作業場を保有 囲いがあり範囲が明確な使用済自動車等の保管場所の保有 等</p> <p>(2) 解体業許可申請者の能力に係る基準（省令、ガイドライン、マニュアル、審査マニュアル及び施行マニュアルに定めるところによる。） 解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと 等</p> <p>2. 欠格要件に該当しないこと</p> <p>法人そのもの、役員及び本支店の代表者や契約締結権限のある使用人等が、禁錮以上の刑、廃棄物処理法その他の生活環境保全法令等の違反による罰金刑及び許可取消後から5年を経過していないこと、暴力団関係でないこと等。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成 年 月 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律 60条-1 (解体業の許可)</p> <p>第六十条 解体業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府 県知事の許可を受けなければならない。</p>